

補償を拡充して新設！

令和2年9月開始

# 保管中農産物補償共済

保管中の農産物の損害を補償する制度として、これまで「収容農産物補償特約」がありました。

さらに多くの皆様に参加してもらえよう補償を拡充して、「保管中農産物補償共済」が令和2年9月から始まります。

この機会に、収穫後の農作物を災害等から守りましょう。



## 対象となる農産物 米 麦 梨 柿 ぶどう 大豆 そば

※保管中農産物とは収穫後、倉庫等に保管中の農産物、出荷先等への輸送中の農産物をいいます。  
※農作物・果樹・畑作物共済に加入している品目に加入ができます。  
※他人から預かった農産物は補償の対象外となります。

## 対象となる事故

火災等 (火災・衝突等) 	自然災害 (風水害・雪害等) 	盗難 	輸送中の事故 ※運送業者の事故は除く 	地震・津波 補償額の30%が支払上限 
--	--	---	---	--

### Aタイプ

一時保管向け

補償期間  
120日

共済掛金

1口当たり 2,500円

### Bタイプ

通年保管向け

補償期間  
1年間

共済掛金

1口当たり 6,500円

補償額は1品目1口当たり100万円で、1事故1万円を超える損害に対し、実損害を共済金でお支払いします。



NOSAI鳥取



お問い合わせ先はこちら

#### ◇東部支所

〒680-0905

鳥取市賀露町4074

リ-ダ イル：0120-031-870

#### ◇中部支所

〒689-2202

東伯郡北栄町東園271

リ-ダ イル：0120-031-180

#### ◇西部支所

〒683-0004

米子市上福原658-1

リ-ダ イル：0120-031-492